



## ガソリンの取り扱いにご注意ください！

### 1 ガソリンを購入される皆様へ

令和元年7月18日に京都市で発生した京都アニメーション第一スタジオにおける火災を受け、ガソリンを携行缶で購入する際、ガソリンスタンドの従業員が身分証(運転免許証等)の提示を求めたり、ガソリンの使用目的について質問する場合がありますので、ご協力をお願い致します。

### 2 ガソリンを保管、取り扱いする際の注意事項

- 1 ガソリンの容器は、消防法令で定める強度や材質等の基準に適合した金属容器を使用して下さい。(※灯油用ポリエチレン缶での保管は、危険ですので絶対に行わないで下さい。



灯油用ポリエチレン容器



ガソリン用携行缶

- 2 ガソリンが変質するおそれがありますので、容器で長期保存することは極力控えるとともに、可燃性蒸気が漏れださないよう密栓し、直射日光が当たらない、通気性の良い場所で保管してください。
- 3 使用する際には、取扱説明書の注意事項を厳守し、開口前のエア抜きを確実にを行い、こぼれ、あふれがないよう細心の注意を払い、火気から離れた場所で取り扱うほか、火花を発生する機械器具は必ず停止させたくえで給油等を行ってください。  
また、誰でも容易に使用できる(取りに行ける)場所に、消火器を準備して、いざという時に備えましょう。
- 4 ガソリンは静電気を蓄積しやすい性質を持っています。静電気による着火を防ぐため、容器は地面に直接置く(容器を接地させ、静電気を地中に逃がす)など静電気の蓄積を防ぐ対策を行ってください。

### 3 過去の事故事例

#### 事例1

出火場所 : 自家用車運転中の車内

被害状況 : 車両1台焼損、運転手1名負傷

概要 : 車内にガソリン入りのポリ容器を積んで運転中、煙草を吸おうとライターに火をつけたところ、漏れていたガソリンの可燃性蒸気に引火した。



事故防止対策 : ①ガソリンは基準に適合した金属容器を使用し、しっかりと密栓する。  
②危険物を運搬中は、火気の使用は控える。

#### 事例2

出火場所 : 花火大会の屋台付近

被害状況 : 死者3名、負傷者59名を出した爆発事故

概要 : 発電機に給油しようと携行缶の蓋を開けたところ、ガソリンが噴出。付近の屋台で使用していた調理器具の火により噴出したガソリンが爆発した。



事故防止対策 : ①周囲の安全を確認し、フタを開ける前に、機器のエンジンを停止し、携行缶のエア抜きを確実に行う。  
②直射日光が当たる所など、高温となる場所で保管しない。